

慶弔金の贈呈規定

項 目	電 友 会	N T T
祝 い 金 喜寿(77歳)	3,000円または それに相当する品	カタログギフト電報 + 「花」の贈呈 カタログギフト電報 (10,000円相当) 花 (5,000円)
祝 い 金 米寿(88歳)	5,000円または それに相当する品	
祝 い 金 白寿(99歳)	20,000円または それに相当する品	
弔 慰 金 本 人	10,000円	30,000円
弔 慰 金 配 偶 者	弔電等	10,000円

(注) この贈呈規定は、令和2年4月1日より適用する。

【注】

- ① 電友会「長寿祝金」の対象者は、電友会会員とする。
- ② 電友会「弔慰金」の対象者は、電友会会員及びその配偶者とする。
- ③ N T T「長寿祝い金」の対象者は、勤続二十年以上の退職者とする。
- ④ N T T「弔慰金」の対象者は、勤続二十年以上の退職者及びその配偶者とする。
詳細は、関東電友会千葉支部「会員慶弔内規」並びに「N T T退職者施策」による。
- ⑤ 本人及び配偶者死亡は、一定期限内を過ぎた場合支払いが出来ないことがある。

※会員及びその配偶者にご不幸があった場合は必ず速やかに地区幹事にご連絡下さい。